

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	菰野町

作成 令和 8年 2月10日
第 回変更 令和 年 月 日

菰野町鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度
対象地域	菰野町内一円

- ※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する
- ※ 計画期間は3年程度とする
- ※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 6 年度)

①農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	614	13,085	2,890	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
イノシシ	294	6,113	1,327	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
ニホンザル	516	11,483	2,551	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input checked="" type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	人	330	4,600

③水産業被害の現状(カワウ)		備考
被害量(kg)	被害金額(千円)	

- ※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	農地において水稻・小麦・大豆の生育初期に被害が多く発生しており、収量の低下を招いている。森林では、造林中のスギ・ヒノキ等の新芽の食害や、樹皮の食害が多く発生している。 近年は捕獲数が増加しているものの、目撃数も増加しており、さらなる捕獲が必要となる。
イノシシ	農地において、畦の損壊や水稻の収穫期における踏み倒しの被害が多く発生している。また、WM柵(多獣種防護柵含む)の下部の掘り返しや破損等も多く発生している。 近年は豚熱により頭数が激減したものの、依然掘り返し等の形跡が見られるため、引き続き頭数調整が必要である。
ニホンザル	農地において、播種後・収穫期の大豆、収穫期の水稻・小麦・野菜の食害が多く発生している。また、果樹や野菜の被害も多く発生している。 また、生活被害も増加していることから、適切な頭数制限が必要である。

- ※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (令和 10 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	490	10,500	2,310
イノシシ	240	4,900	1,060
ニホンザル	410	9,200	2,040

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	人	300	4,200
イノシシ			

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	侵入防止対策として既設の多獣種防護柵の維持管理及び多獣種防護柵の周辺におけるくくりわな等を中心とした捕獲対策によって、農地で収量の低下を招いている水稻・大豆被害の軽減、森林では、造林中のスギ・ヒノキ等の被害軽減を図る。 軽減目標については、着実な被害軽減を目指すため、約20%減とする。
イノシシ	侵入防止対策として既設の多獣種防護柵の維持管理及び多獣種防護柵の周辺における箱わな、くくりわな等を中心とした捕獲対策によって、水稻被害を中心に被害軽減を図る。 軽減目標については、着実な被害軽減を目指すため、約20%減とする。
ニホンザル	地域ぐるみの追い払い・大型捕獲檻等を活用した捕獲対策・多獣種防護柵を活用した侵入防止対策により、水稻・小麦・大豆への被害軽減を図る。 また、加害個体となっているニホンザルの目撃情報も増えてきている状況であるため、当町では重要課題の一つとなっている。 軽減目標については着実な被害軽減を目指すため、約20%減とする。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種類	対策の有無	種類	対策の有無	種類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置		追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	
その他()					

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	年 月 日			
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	平成27年5月11日	無し	19	銃器による一斉捕獲活動、若手狩猟者の育成
菟野町千種地区集落捕獲隊	平成26年11月10日	無し	9	狩猟免許所持者が中心となり、大量捕獲システムを活用した有害鳥獣捕獲を実施。地元住民は、檻や餌の管理を行う。
菟野町朝上地区集落捕獲隊	平成27年8月25日	無し	9	狩猟免許所持者が中心となり、大量捕獲システムを活用した有害鳥獣捕獲を実施。地元住民は、檻や餌の管理を行う。
菟野町菟野地区集落捕獲隊	平成27年8月25日	無し	9	狩猟免許所持者が中心となり、大量捕獲システムを活用した有害鳥獣捕獲を実施。地元住民は、檻や餌の管理を行う。
その他捕獲隊	年 月 日			
課題				

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くくりわな		大型捕獲檻(ニホンザル)	3
捕獲檻(イノシシ)		ドロップネット		ICT機器(ホカクラウド)	3
捕獲檻(兼用)	52	囲いわな(兼用)		ICT機器()	
捕獲檻(ニホンザル)		囲いわな(ニホンザル)		その他()	
小動物用捕獲檻		大型捕獲檻(兼用)	3	その他()	
課題	<p>・ICT機器(ホカクラウド)については、システム更新時期となっているため、随時更新を行っていく。</p> <p>・サル用大型捕獲檻については、継続的に管理や捕獲状況を監視することで、餌付け等の管理方法や設置個所について検討を続ける。</p>				

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵	2,800	道路や水路等柵を設置できない場所からの侵入や管理が十分でない場所からの侵入による被害が確認されているため、管理体制や捕獲体制を合わせた複合的な対策を地域ごとに検討していく必要がある。 また、地元による施工において、農地を囲い切れていない箇所からの侵入がみられるため、柵の張り方について検討し地元と共有する必要がある。 多獣種防護柵を張ることに対する地元住民への理解が進まず、被害防止を進めたいが多獣種防護柵の設置に踏み込めない地域へのアプローチを行う必要がある。
金網柵	2,640	
電気柵	12,084	
複合柵(WM柵+電気柵)	37,557	
複合柵(金網柵+電気柵)	1,000	
その他()		

※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する

※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する

※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重種対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m ²)	課題

※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する

※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
地域ぐるみの取り組みとして、サルに対する追払い活動を平成24年度よりモデル的に開始し、一定の効果が確認されていることから、他地区への普及が図られている。また、ニホンジカ、イノシシに対する猟友会による一斉捕獲活動により、猟犬による追い上げ活動も実施されている。

⑦放任果樹の除去の実施と課題

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
先進地視察を各地区代表者・生産組合代表者・猟友会員等を対象に実施しており、ICT技術を活用した捕獲技術の普及を図っており、各地区で活用が進められている。なお、捕獲対策の持続性を高める観点から、猟友会員が独自で行っている捕獲技術の伝承・普及は必要であるため、地区等を対象とした捕獲研修会等の開催を検討する。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
11地区	大半の集落が現在も継続して活動を実施している。しかし、捕獲対策の実施段階において、地区内に捕獲従事者(狩猟免許所持者)がいない地区では、十分に被害が軽減されていない。地区ごとの捕獲従事者の確保が必要である。

※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査 (単位:群)						
電波発信機装着数	令和	年度	令和	年度	令和	年度

※ 直近3か年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和7年度)	
群名	推定生息頭数
菰野A	20
菰野B	30
菰野C	60
菰野D	20
大安B	30
いなべ菰野A	20
四日市B	20

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪ その他被害防止対策の活動実績と課題

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	3	捕獲機材の導入	○	7	侵入防止柵の設置	○	6
緩衝帯の設置			追い上げ(追い払い)活動	○	4	放任果樹の除去		
被害防止技術・知識の普及	○	2	集落ぐるみの取組の推進	○	1	ニホンザルの遊動域調査	○	5
その他()								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制（令和7年度）

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	市町職員	該当なし	
	民間隊員	該当なし	
民間団体	猟友会	委託の有無	銃器・わな等を使用した有害鳥獣捕獲の実施 (イノシシ、ニホンジカに対するライフル銃の使用を含む)
		○	
その他		委託の有無	

※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する

※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する

※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	・狩猟免許新規取得の促進 ・くくりわな、箱わなを必要数確保することによる捕獲活動の推進 ・猟友会と各区の連携による地域ぐるみの捕獲対策の推進 ・多獣種防護柵を中心とした侵入防止対策の推進
9	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	・狩猟免許新規取得の促進 ・くくりわな、箱わなを必要数確保することによる捕獲活動の推進 ・猟友会と各区の連携による地域ぐるみの捕獲対策の推進 ・多獣種防護柵を中心とした侵入防止対策の推進
10	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	・狩猟免許新規取得の促進 ・くくりわな、箱わなを必要数確保することによる捕獲活動の推進 ・猟友会と各区の連携による地域ぐるみの捕獲対策の推進 ・多獣種防護柵を中心とした侵入防止対策の推進

※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する

※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること

※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

① 他計画の策定状況

名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画		令和 年 月 日	ニホンザル
特定外来生物防除実施計画		令和 年 月 日	
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する

※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

ニホンジカについては、近年の捕獲体制の整備により捕獲頭数は増加しており、過去3年間の年間平均捕獲数は600頭程度となっている。被害状況は未だ深刻であり、大幅な被害軽減は図られていない。イノシシについては、豚熱感染拡大以降頭数が伸び悩み、過去3年間の年間平均捕獲数は150頭程度となっている。しかし、既設置多獣種防護柵の下部や門扉の破壊も確認されることから、引き続きの捕獲強化に取り組む必要がある。ニホンザルについては捕獲数が年間100頭程度となっており、被害状況が未だに深刻であるため、既導入の大型捕獲檻を活用し、頭数制限を進める。以上より、各獣種とも現在の捕獲数を上回るよう、捕獲強化に取り組むべく、下記の捕獲計画とした。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	700	700	800
イノシシ	200	200	300
ニホンザル	150	150	200

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和 年度	令和 年度	令和 年度
ニホンザル			

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)

対象鳥獣の捕獲頭数		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	400	472	500	568	500	938
	狩猟		178		129		66
イノシシ	有害	500	120	200	169	200	168
	狩猟		25		15		12
ニホンザル	有害	100	86	100	123	100	136
	個体数調整 狩猟	—	—	—	—	—	—
	有害	—	—	—	—	—	—
	有害	—	—	—	—	—	—
	有害	—	—	—	—	—	—
合計	有害	1,000	678	800	860	800	1,242
	狩猟	—	203	—	144	—	78
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	118.0%		113.6%		187.6%	
	イノシシ	24.0%		84.5%		84.0%	
	ニホンザル	86.0%		123.0%		136.0%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	西菰野地区、千草・音羽地区、田光・杉谷地区
捕獲予定時期	通年
捕獲の取組内容	設置済の多獣種防護柵の周辺にて猟友会員を中心とした捕獲隊により有害鳥獣捕獲を実施

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性	広範囲を行動するイノシシ・ニホンジカについて、わな猟での捕獲だけでは十分な捕獲実績を確保できないため	捕獲手段	ライフル銃による捕獲
捕獲予定時期	通年	捕獲予定場所	町内一円

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する
- ※ 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ・イノシシ	—	多獣種防護柵新設 (千草地区:1000m)	多獣種防護柵新設 (千草地区:1000m)

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

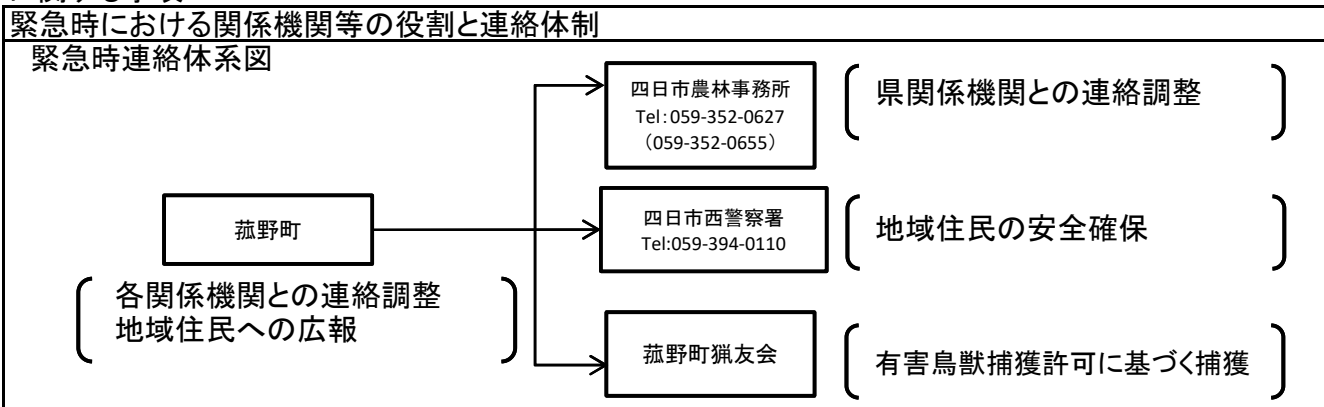
(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	既設の多獣種防護柵の維持管理
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	既設の多獣種防護柵の維持管理
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	既設の多獣種防護柵の維持管理

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	菰野町鳥獣害防止総合対策協議会	設置年月日	平成20年11月12日設置
構成機関の名称	役割		
菰野町	菰野町鳥獣害防止総合対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整		
菰野町猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言		
菰野町農業委員会	被害状況の確認、各地区の意見の集約		
各地区生産組合長会	農業者の立場からの被害対策への提案		
菰野生産森林組合	林業の立場からの被害傾向や対策の情報提供・提案		
三重北農業協同組合	農業の立場からの被害傾向や対策の情報提供・提案		
三重県農業共済組合	農作物の被害状況や動向に関する助言		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割
三重県四日市農林事務所	農林業被害に対する各種対策の実施体制、各種事業実施に関する助言
三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センター	有害鳥獣の習性に関する専門知識、各種対策の実施体制・技術の普及
三重県中央農業改良普及センター	有害鳥獣の習性及び被害対策に関する総合的な助言
三重県農業研究所	有害鳥獣の習性及び被害対策に関する総合的な助言

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 7 年度)

設置年月日	平成24年2月27日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	3	0	0	0	0	
民間隊員	0	0	0	0	0	
計	3	0	0	0	0	
うち対象鳥獣捕獲員	-	-	-	-	-	
活動内容	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					
活動方針	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input checked="" type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input checked="" type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input checked="" type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他()			
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)	
	菰野町斎場	三重郡菰野町大字潤田1616-27		
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生法準拠の有無	
	TANAKENサービス	三重郡菰野町大字下村1689-1	○	
	株式会社命洗	いなべ市大安町石樽東2514-6	○	
処理加工施設の整備計画	計画の有無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度
課題	捕獲頭数の増加に伴い、処理能力や施設への負担が増加する恐れがある。			

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全性確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカについては、「みえジビエ」に準拠した施設により、食肉として活用。町内の温泉旅館や各飲食店で利用。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

--

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する